

<p>① 件 名</p>
<p>教育等の振興に関する施策の大綱の策定について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、地方公共団体の長は、総合教育会議を設置し教育委員会と協議・調整を図りながら、その地域の実情に応じた当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられた。</p> <p>【目的】 平成27年度に策定した大綱の期間が平成29年度までとなっており、今般、総合教育会議での審議を経て新たな大綱を策定したことから報告するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち 第5章 心ゆたかな誇れるまち</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成30年2月13日 平成29年度第1回総合教育会議 6月20日 平成30年度第1回総合教育会議 7月10日 大綱策定</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 大綱の概要（基本方針・基本目標）</p> <p>基本方針1 生涯にわたり学び続け、社会を生き抜く力を持つ子どもたちを育成します。 （基本目標1） 時代の変化に対応した教育の推進 （基本目標2） 児童生徒の豊かな心と健やかな体、確かな学力の育成</p> <p>基本方針2 子どもたち一人一人に対応したきめ細かな支援を行います。 （基本目標3） 子どもたち一人一人に対応した教育の充実 （基本目標4） 不登校児童生徒への支援の充実と不登校児童生徒が生まれにくい環境の整備</p> <p>基本方針3 子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。 （基本目標5） 学校における子どもたちの安全の確保 （基本目標6） 児童生徒の学習機会の確保と教育環境の充実</p> <p>基本方針4 地域や家庭とともに、子どもたちの学びや育ちを支えていく環境づくりを推進します。 （基本目標7） 家庭の教育力の向上を図るための環境づくりの推進 （基本目標8） 地域と連携・協働した子どもたちの育成と学校づくりの推進</p> <p>基本方針5 生涯を通じた学びやスポーツ、多様な文化芸術との触れ合いを通し、豊かな地域社</p>

<p>会の形成を目指します。</p> <p>(基本目標 9) 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進</p> <p>(基本目標 10) 文化芸術による豊かな地域社会の形成</p> <p>基本方針 6 郷土の歴史や文化・芸能に関する理解を深め、地域への愛着や誇りを育みます。</p> <p>(基本目標 11) 文化財、伝統文化・伝統芸能に対する理解の促進及び保護・継承の推進</p> <p>2 大綱の期間</p> <p>平成30年度から平成33年度まで</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】</p> <p>教育等の振興に関する目標や施策の根本となる方針を定める大綱の策定等により、市長と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、連携を深めながら教育行政の推進を図ることができる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>宮城県及び県内他市の策定状況</p> <p>宮城県 平成29年3月（※第2期宮城県教育振興基本計画をもって大綱に位置づけ）</p> <p>仙台市 平成27年12月</p> <p>気仙沼市 平成28年1月</p> <p>栗原市 平成30年4月</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成30年8月上旬 市ホームページへの掲載</p> <p>市議会議員あて冊子の配布</p>
<p>⑨ その他</p>